



# 障害状態になったときの「障害厚生年金」

組合員のみなさんが、病気やケガにより一定以上の障害状態になったときに、障害厚生年金が受給できます。

## POINT.1

### 受給要件

- ① 被保険者期間中に初診日があること
- ② 障害認定日（初診日から1年6ヵ月後）において、障害の等級が1級～3級までの状態にあること※
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること

#### ※ 障害認定日の特例

事後重症	障害認定日には障害程度の要件に該当していない場合であっても、その日から65歳に達する日の前日までの間に該当するようになったときには「事後重症」の制度が適用されます。
症状固定	初診日から1年6ヵ月経過する前でも、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態である場合は、症状が固定した日が障害認定日となります。 例 ・人工関節を挿入置換した日 ・人工透析を初めて受けた日から3ヵ月経過した日 ・人工弁や心臓ペースメーカーを装着した日 ・人工肛門または尿路変更術の施術日から6ヵ月経過した日 など

## POINT.2

### 受給できる年金

1級・2級	3級
障害厚生年金 + 障害基礎年金	障害厚生年金
	※在職中でも受給できます。



## POINT.3

### 請求手続き

- 直接、共済組合年金課までご連絡ください。

- 注意**
- ・障害認定については、必ず認定されるものではありません。 ・年金の障害等級と身体障害者手帳の等級は異なります。
  - ・障害認定の請求から障害等級の判定まで3ヵ月程度、さらに障害等級の判定から年金の決定までに3ヵ月程度かかります。
  - ・障害状態になってからの請求が遅くなると、請求者の不利益になるケースもありますのでご注意ください。
  - ・共済組合から傷病手当金の支給があり、新たに傷病手当金と同一の傷病による障害事由の年金を受けることとなった場合、傷病手当金の額を調整して支給されます。その際、年金の受給権発生時に遡って調整されるため、支給済みの傷病手当金を一部、ご返還いただくこととなります。
  - ・原則、初診日に加入していた厚生年金保険制度の実施機関に請求することになります。

お気軽にご相談ください



## 年金に関するご相談にお応えします

共済組合では、年金相談を随時受け付けています。年金に関するご質問がございましたら、お気軽に年金課へお問い合わせください。

また、年金額の試算も承っております\*。ご希望の方は年金課までご連絡ください。

※原則50歳以上の方のみ

お問い合わせ 共済組合 年金課 ☎076-263-3362